

## 大阪府と日本生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携し、協力する。

- 一 健康に関すること
- 二 女性活躍及び中小企業振興に関すること
- 三 地域活性化に関すること
- 四 防災・防犯に関すること
- 五 福祉に関すること
- 六 子どもに関すること
- 七 府政のPRに関すること
- 八 その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月7日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事

（ 自 署 ）

乙：大阪府大阪市中央区今橋3-5-12

日本生命保険相互会社

代表取締役会長

（ 自 署 ）

## 変更協定書

大阪府（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、平成 29 年 7 月 7 日付で締結した「大阪府と日本生命保険相互会社との包括連携に関する協定書」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（変更内容）

第 1 条 原協定第 2 条（連携事項）第 1 項各号を次のとおり改める。

- （1）健康に関すること
- （2）子ども・教育に関すること
- （3）福祉に関すること
- （4）環境に関すること
- （5）雇用に関すること
- （6）安全・安心に関すること
- （7）地域活性化・まちづくりに関すること
- （8）その他本協定の目的に沿うこと

第 2 条 原協定第 2 条（連携事項）第 2 項を次のとおり改める。

- 2 甲と乙は、前項（1）については、乙による甲へ「ニッセイ医療費白書」の提供、「意識実態アンケート」の報告等を通じ、連携と協働の推進を図るものとする。

第 3 条 原協定第 2 条（連携事項）に次の 2 項を追加する。

- 3 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。
- 4 甲及び乙は、具体的な実施事項について、有効期間ごとに見直しを行い、甲乙合意の上決定する。

第 4 条 原協定第 4 条（期間）第 1 項を次のとおり改める。

（有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、令和 11 年 3 月 31 日までとする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から 3 年間継続するものとし、その後も同様とする。

第 5 条 その他条項については、原協定のとおりとする。

（効力発生日）

第 6 条 この協定の効力は、この協定の締結日から発生するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、各自 1 通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲：大阪府

大阪府知事

乙：大阪府大阪市中央区今橋 3-5-12

日本生命保険相互会社

代表取締役会長